

## 第4回市民部会（さいたま市自治基本条例検討委員会）

### 次 第

平成22年10月13日（水）午後6時30分～  
浦和コミュニティセンター第15集会室

#### 1 開 会

#### 2 議題

（1）市民活動推進委員会委員との意見交換

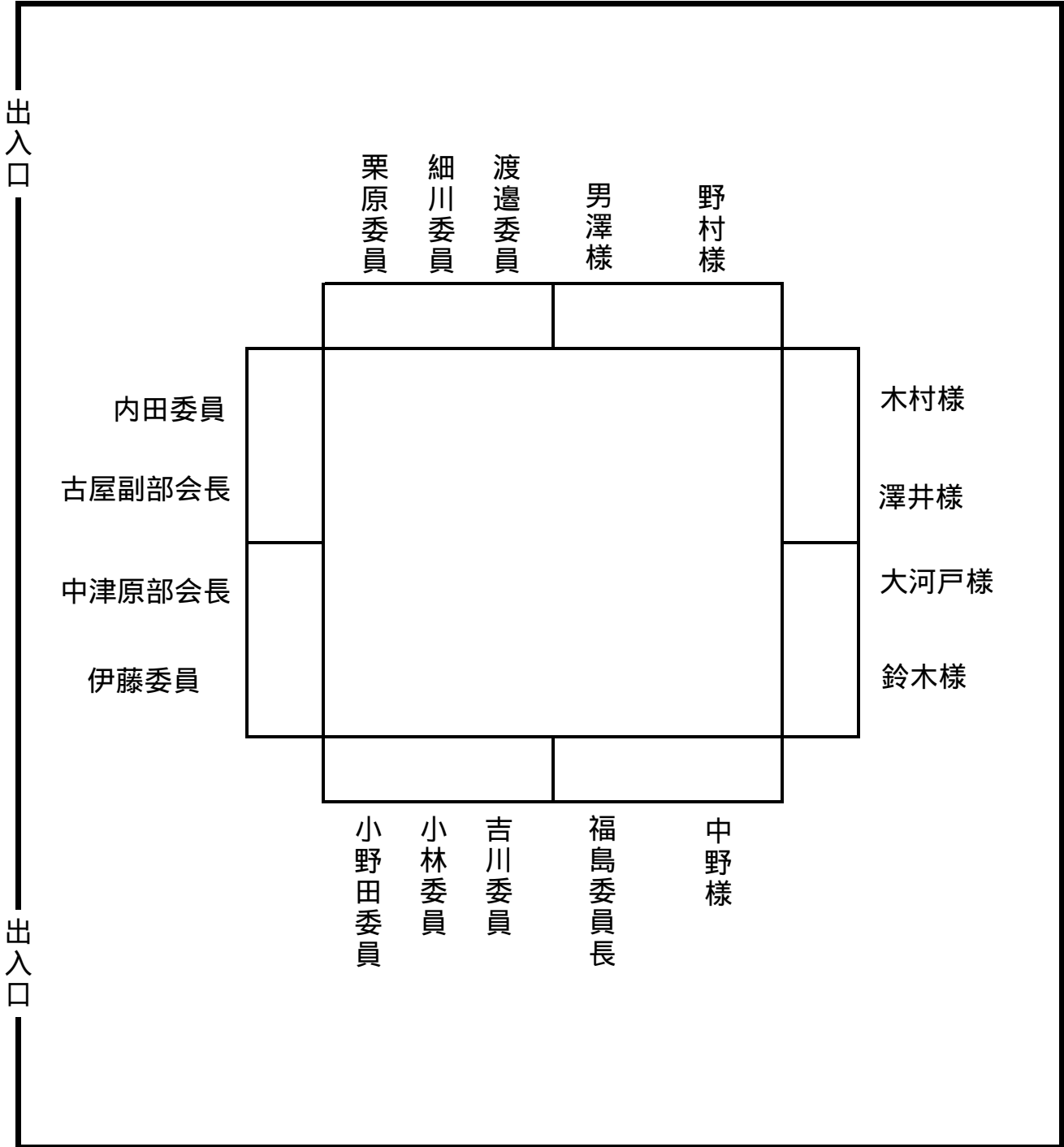
#### 3 その他

#### 4 閉会

#### 【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 席次
- ・ さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿
- ・ 第3回意見交換会 参加者名簿
  - 資料1 第3回意見交換会について
  - 資料2 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」
  - 資料3 さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）
  - 資料4 テーマ別部会の検討テーマ

席次



さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

(H22.10.13現在)

	区分	氏名	団体・大学
1	公募による市民	歌川 光一	
2		内田 智	
3		遠藤 佳菜恵	
4		小野田 晃夫	
5		栗原 保	
6		小林 直太	
7		高橋 直郁	
8		中田 了介	
9		古屋 さおり	
10		細川 晴衣	
11		湯浅 慶	
12		渡邊 初江	
13	関係団体の代表者	伊藤 巖	さいたま市自治会連合会会長
14		染谷 義一	さいたま商工会議所
15		中津原 努	都市づくりNPOさいたま副理事長
16		東 一邦	さいたまNPOセンター理事
17	識見を有する者	富沢 賢治	聖学院大学大学院政治政策学研究科教授
18		福島 康仁	日本大学法学部教授
19		三宅 雄彦	埼玉大学経済学部教授
20		吉川 はる奈	埼玉大学教育学部准教授

敬称略

市民部会委員

さいたま市自治基本条例検討委員会市民部会

第3回意見交換会 参加者名簿（市民活動推進委員会委員）

氏名	旧委員会 (平成18年3月時点)	現委員会	備考
澤井 安勇	(座長)	(委員長)	専門部会委員
大河戸 千鶴子			専門部会委員
木村 通恵			
鈴木 英善			専門部会委員
野村 久			
中野 一恵			専門部会委員
男澤 望			専門部会委員

(敬称略)

さいたま市自治基本条例検討委員会・市民部会  
第3回意見交換会について

- 1 日時 平成22年10月13日(水)午後6時30分～午後9時頃まで
- 2 場所 浦和コミュニティセンター第15集会室(コムナーレ9階)
- 3 参加者(予定)
  - (1)現在のさいたま市市民活動推進委員会の委員
  - (2)「さいたま市市民活動推進委員会提言書(平成18年3月)」作成時のさいたま市市民活動推進委員会の委員
  - (3)さいたま市自治基本条例検討委員会の市民部会メンバー
- 4 本日の進め方
  - (1)さいたま市自治基本条例検討委員会の検討状況報告(15分程度)
  - (2)意見交換
    - 市民活動推進委員会(澤井委員長)から概要報告(15分程度)
      - ・市民活動推進委員会提言書(平成18年3月)及び「区民会議・コミュニティ会議のあり方について(答申)」(平成22年6月)のポイントなど。
    - 自由意見交換(60分～90分程度)
- 5 意見交換のテーマ
  - (1)市民活動推進委員会提言書(平成18年3月)と市民活動及び協働の推進条例(平成19年4月施行)について
    - 提言から条例制定に至る経緯
      - ・提言を受けた市が『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針』や条例案をまとめる段階で課題となったこと
      - ・議会の審議過程における論点
    - 条例制定後に残された課題
    - 条例制定による成果(制定後の実績等)
    - 「市民と行政の協働」を検討テーマとした背景や考え方
  - (2)現在の市民活動推進委員会の活動について
    - 「区民会議・コミュニティ会議のあり方について(答申)」(平成22年6月)の基本的な考え方
      - ・市民自治における区民会議の位置付け
    - マッチングファンド(市民提案型協働モデル事業)の運用の実態(助成対象となる活動の要件や審査方法など)
  - (3)自治基本条例への期待について
    - 市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例の関係はどうあるべきか
    - 市民活動推進委員会として自治基本条例に期待すること
    - 自治基本条例で受け継ぐべき課題



### はじめた みんなで作る自治基本条例

さいたま市では、平成 23 年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみなさん、議会、行政などと意見交換していきたくて考えています。



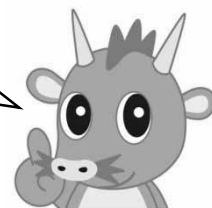
検討委員会  
の風景



検討内容

### 自治基本条例って なあに？

まちづくりの理念  
や基本ルールを定め  
たもの



「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。

なぜ自治基本条例が  
必要なの？



さいたま市ではこれまでもたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



# さいたま市自治基本条例 検討委員会の紹介

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体（自治会、NPO、商工会議所）の代表者4名、学識者4名の計20名で構成しており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例素案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト（基本的な考え方）について検討を行ってきました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例素案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものですので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

頂いた意見は検討委員会で参考といたします。

個々に返答は致しませんのでご了承ください。

# 条例づくりのスケジュール

（主なスケジュール）

平成21年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成22年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成23年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が条例案を議会に提出
平成24年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会  
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課  
所在地 〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4  
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985  
E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

## 意見募集 ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思いませんか」

（このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します）

---

---

---

---

---

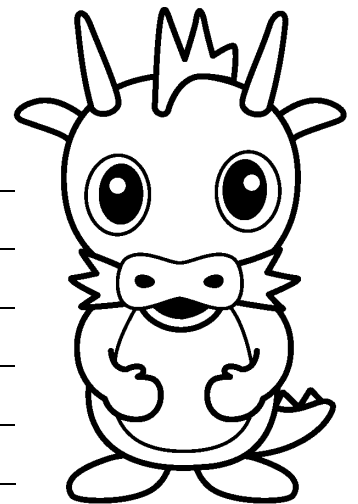
---

---

---

---

---



ヌウのぬり絵

さいたま市の好きな  
ところを教えてね。

◆ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。  
◆さいたま市ホームページ（<http://www.city.saitama.jp/>）→『自治基本条例』

## さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

### 1．自治基本条例制定により目指すもの

#### （目的）

「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

#### （期待する効果）

さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。

「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

### 2．そのために条例で何を定めるのか

地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。

自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。

自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

### 3．制定に当たっての留意点（条例の性格）

市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。

「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。



## テーマ別部会の検討テーマ

- ・本資料は、基本的なテーマを掲げたものであり、修正、追加等についてはテーマ別部会で検討する。
- ・共通テーマは、各部会の視点でそれぞれ検討する。
- ・各部会のテーマは、これまでに出された検討テーマを分類したもの。重複するテーマもあるが、それぞれの部会の視点から検討を進めることとする。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通テーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治基本条例の目的・必要性</li> <li>(2) さいたま市のめざすまちの姿（中間報告に含めるかどうか。）</li> <li>(3) 自治の基本理念</li> <li>(4) 自治の担い手（用語の定義など。）</li> <li>(5) 条例の位置付け</li> <li>(6) 国や他の地方自治体との関係・国際関係</li> <li>(7) 条例の運用(実効性の確保)</li> </ul>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民部会のテーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民の権利</li> <li>(2) 市民の責務</li> <li>(3) 自治の担い手としての人づくり（普及啓発、活動支援、教育など）</li> <li>(4) 情報共有</li> <li>(5) 参加</li> <li>(6) 協働</li> <li>(7) 住民投票</li> <li>(8) 区（区民会議・コミュニティ会議など）</li> <li>(9) 身近なコミュニティ（地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など）</li> </ul>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議会 行政部会のテーマ</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt; 議会 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会の役割・責務</li> <li>(2) 議会運営(議会への市民参加含む)</li> <li>(3) 議員の役割・責務(人づくり)</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt; 行政 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長の役割・責務</li> <li>(2) 行政運営の基本原則</li> <li>(3) 情報提供</li> <li>(4) 政策形成過程への参加</li> <li>(5) 市職員の役割・責務(人づくり)</li> <li>(6) 行財政運営(総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理)</li> <li>(7) 区政のあり方(区長・区役所)</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>&lt; 議会 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会の役割・責務</li> <li>(2) 議会運営(議会への市民参加含む)</li> <li>(3) 議員の役割・責務(人づくり)</li> </ul>	<p>&lt; 行政 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長の役割・責務</li> <li>(2) 行政運営の基本原則</li> <li>(3) 情報提供</li> <li>(4) 政策形成過程への参加</li> <li>(5) 市職員の役割・責務(人づくり)</li> <li>(6) 行財政運営(総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理)</li> <li>(7) 区政のあり方(区長・区役所)</li> </ul>
<p>&lt; 議会 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会の役割・責務</li> <li>(2) 議会運営(議会への市民参加含む)</li> <li>(3) 議員の役割・責務(人づくり)</li> </ul>	<p>&lt; 行政 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長の役割・責務</li> <li>(2) 行政運営の基本原則</li> <li>(3) 情報提供</li> <li>(4) 政策形成過程への参加</li> <li>(5) 市職員の役割・責務(人づくり)</li> <li>(6) 行財政運営(総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理)</li> <li>(7) 区政のあり方(区長・区役所)</li> </ul>		